

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令新旧対照条文

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和五十一年七月二十四日農林省令第三十五号)

(横線は省令を改出部分)

改 正 後	改 正 前																						
<p>別表第1(第1条関係)</p> <p>1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) 飼料一般の表示の基準</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(ア)~(コ) (略)</p> <p>(注)</p> <p>1 飼料添加物の名称の表示については、法第2条第3項の規定に基づき農林水産大臣が飼料添加物を指定する場合に、当該飼料添加物の名称として用いるものによるものとする。ただし、次の表の左欄に掲げる飼料添加物については、同表の相当右欄に掲げる名称によることができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">飼料添加物名</th> <th style="text-align: center;">名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>L-アスコルビン酸カルシウム</td> <td>ビタミンC</td> </tr> <tr> <td>L-アスコルビン酸ナトリウム</td> <td>ビタミンC</td> </tr> <tr> <td>L-アスコルビン酸-2-リン酸エステルナトリウムカルシウム</td> <td>ビタミンC</td> </tr> <tr> <td>(以下略)</td> <td>(以下略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2~5 (略)</p> <p>別表第2(第2条関係)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 飼料添加物一般の製造の方法の基準</p> <p>(1)~(4)</p> <p>(5) 賦形物質、希釈物質その他の飼料添加物の製造に用いる物は、次に掲げる要件のすべてを満たすものでなければならない。</p> <p>ア 有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがないこと。</p> <p>イ 当該飼料添加物の効果を阻害しないこと。</p>	飼料添加物名	名 称	(略)	(略)	L-アスコルビン酸カルシウム	ビタミンC	L-アスコルビン酸ナトリウム	ビタミンC	L-アスコルビン酸-2-リン酸エステルナトリウムカルシウム	ビタミンC	(以下略)	(以下略)	<p>別表第1(第1条関係)</p> <p>1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) 飼料一般の表示の基準</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(ア)~(コ) (略)</p> <p>(注)</p> <p>1 飼料添加物の名称の表示については、法第2条第3項の規定に基づき農林水産大臣が飼料添加物を指定する場合に、当該飼料添加物の名称として用いるものによるものとする。ただし、次の表の左欄に掲げる飼料添加物については、同表の相当右欄に掲げる名称によることができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">飼料添加物名</th> <th style="text-align: center;">名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>L-アスコルビン酸カルシウム</td> <td>ビタミンC</td> </tr> <tr> <td>L-アスコルビン酸-2-リン酸エステルナトリウムカルシウム</td> <td>ビタミンC</td> </tr> <tr> <td>(以下略)</td> <td>(以下略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2~5 (略)</p> <p>別表第2(第2条関係)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 飼料添加物一般の製造の方法の基準</p> <p>(1)~(4)</p> <p>(5) 賦形物質、希釈物質その他の飼料添加物の製造に用いる物は、次に掲げる要件のすべてを満たすものでなければならない。</p> <p>ア 有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがないこと。</p> <p>イ 当該飼料添加物の効果を阻害しないこと。</p>	飼料添加物名	名 称	(略)	(略)	L-アスコルビン酸カルシウム	ビタミンC	L-アスコルビン酸-2-リン酸エステルナトリウムカルシウム	ビタミンC	(以下略)	(以下略)
飼料添加物名	名 称																						
(略)	(略)																						
L-アスコルビン酸カルシウム	ビタミンC																						
L-アスコルビン酸ナトリウム	ビタミンC																						
L-アスコルビン酸-2-リン酸エステルナトリウムカルシウム	ビタミンC																						
(以下略)	(以下略)																						
飼料添加物名	名 称																						
(略)	(略)																						
L-アスコルビン酸カルシウム	ビタミンC																						
L-アスコルビン酸-2-リン酸エステルナトリウムカルシウム	ビタミンC																						
(以下略)	(以下略)																						

ウ 当該飼料添加物の成分の定量試験、確認試験その他の試験が困難とならないこと。

エ 2以上の飼料添加物を用いて当該飼料添加物を製造する場合は、飼料添加物の各条に規定されているものであること。

オ リグノスルホン酸カルシウム及びリグノスルホン酸ナトリウムは、次に掲げる要件のすべてを満たすものであること。

(ア) リグノスルホン酸カルシウム 木材からパルプを製造する際に得られるパルプ液であって、亜硫酸水素カルシウムを加えたものを加圧蒸煮し、かつ、乾燥させることにより得られる褐色の粉末
スルホン酸硫黄 5.0%以上
カルシウム 7.0%以下
50%溶液の粘度 3,000センチポアズ以下
鉛 1 mg/kg以下
還元糖 30.0%以下
乾燥減量 10.0%以下
強熱残分 20.0%以下

(イ) リグノスルホン酸ナトリウム 木材からパルプを製造する際に得られるパルプ液であって、亜硫酸水素ナトリウムを加えたものを加圧蒸煮し、かつ、乾燥させることにより得られる褐色の粉末
スルホン酸硫黄 5.0%以上
ナトリウム 10.0%以下
50%溶液の粘度 3,000センチポアズ以下
鉛 1 mg/kg以下
還元糖 30.0%以下
乾燥減量 10.0%以下
強熱残分 20.0%以下

(6)・(7) (略)

4～7 (略)

8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準

(1)～(19) (略)

(20) L-アスコルビン酸ナトリウム

ア 製造用原体

(ア) 成分規格

含量 本品は、乾燥した後定量するとき、L-アスコルビン酸ナトリウム ($C_6H_7NaO_6$) 99.0%以上を含む。

性状

ウ 当該飼料添加物の成分の定量試験、確認試験その他の試験が困難とならないこと。

エ 2以上の飼料添加物を用いて当該飼料添加物を製造する場合は、飼料添加物の各条に規定されているものであること。

(6)・(7) (略)

4～7 (略)

8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準

(1)～(19) (略)

本品は、白色～帯黄白色の結晶性の粉末で、においがな
い。

本品は、水に溶けやすく、エタノールにほとんど溶けな
い。

確認試験

本品の水溶液（1 50）5 mLに2,6-ジクロルフェノール
インドフェノールナトリウム試液1～2滴を加えるとき、
試液の色は直ちに消える。

本品0.1 gにメタリン酸溶液（1 50）100 mLを加えて溶
かし、その液5 mLに、液がわずかに黄色を呈するまでヨウ
素試液を滴加した後、硫酸銅溶液（1 1,000）1滴及び
ピロール1滴を加えて50°で5分間加温するとき、液は青
色～青緑色を呈する。

本品の水溶液（1 10）はナトリウム塩の定性反応を呈
する。

純度試験

比旋光度 本品約2.5 gを精密に量り、水に溶かして25m
Lとし、この液につき旋光度を測定するとき、

$[\alpha]_D^{20} = +103.0 \sim +108.0^\circ$ でなければならない。

重金属 本品1.0 gをとり、重金属試験法第1法により
試験を行うとき、その量は鉛標準液2.0 mLに対応する量以
下でなければならない（20 ppm以下）。

ヒ素 本品0.5 gをとり、ヒ素試験法第1法により試験
を行うとき、これに適合しなければならない（4 ppm以下）。

乾燥減量 0.50%以下（1 g，減圧，シリカゲル，24時間）

定量法 本品を乾燥し、その約0.2 gを精密に量り、メタリン
酸溶液（1 50）50 mLを加えて溶かし、0.05 mol/Lヨウ素溶
液で滴定する（指示薬 デンプン試液 1 mL）。

$0.05 \text{ mol/Lヨウ素溶液 } 1 \text{ mL} = 9.905 \text{ mg C}_6\text{H}_7\text{NaO}_6$

(1) 保存の方法の基準

遮光した気密容器に保存すること。

イ 製剤

(7) 成分規格

「L-アスコルビン酸ナトリウム」の成分規格を準用する。

(1) 保存の方法の基準

「L-アスコルビン酸ナトリウム」の保存の方法の基準を準
用する。

(21)～(22) (略)

(20)～(21) (略)

(23) アスタキサンチン

ア 製造用原体 (略)

イ 製剤

(7) 成分規格

本品は、「アスタキサンチン」に、ゼラチン、デキストリン、トウモロコシデンプン、濃縮大豆たん白、白糖、リグノスルホン酸カルシウム、リグノスルホン酸ナトリウム等を混合した粒子である。

含量 (略)

確認試験 (略)

定量法 (略)

(1) 保存の方法の基準 (略)

(24) ~ (37) (略)

(38) カンタキサンチン

ア 製造用原体 (略)

イ 製剤

(7) 成分規格

本品は、「カンタキサンチン」に、ゼラチン、デキストリン、トウモロコシデンプン、白糖、リグノスルホン酸カルシウム、リグノスルホン酸ナトリウム等を混和した粒子である。

含量 (略)

確認試験 (略)

定量法 (略)

(1) 保存の方法の基準 (略)

(39) ~ (43) (略)

(44) 酢酸 *d*l- -トコフェロール

ア~ウ (略)

エ 製剤(その3 粉状)

(7) 成分規格

本品は、「酢酸 *d*l- -トコフェロール」に、カラメル、ケイソウ土、小麦粉、米ぬか油かす、植物油、大豆油かす、脱脂魚粉、脱脂粉乳、デキストリン、動物油、白糖、ビール酵母、ブドウ糖、無水ケイ酸又はその塩類、リグノスルホン酸カルシウム、リグノスルホン酸ナトリウム等を混和した粉末~粒子である。

含量 (略)

確認試験 (略)

定量法 (略)

(22) アスタキサンチン

ア 製造用原体 (略)

イ 製剤

(7) 成分規格

本品は、「アスタキサンチン」に、ゼラチン、デキストリン、トウモロコシデンプン、濃縮大豆たん白、白糖等を混合した粒子である。

含量 (略)

確認試験 (略)

定量法 (略)

(1) 保存の方法の基準 (略)

(23) ~ (36) (略)

(37) カンタキサンチン

ア 製造用原体 (略)

イ 製剤

(7) 成分規格

本品は、「カンタキサンチン」に、ゼラチン、デキストリン、トウモロコシデンプン、白糖等を混和した粒子である。

含量 (略)

確認試験 (略)

定量法 (略)

(1) 保存の方法の基準 (略)

(38) ~ (42) (略)

(43) 酢酸 *d*l- -トコフェロール

ア~ウ (略)

エ 製剤(その3 粉状)

(7) 成分規格

本品は、「酢酸 *d*l- -トコフェロール」に、カラメル、ケイソウ土、小麦粉、米ぬか油かす、植物油、大豆油かす、脱脂魚粉、脱脂粉乳、デキストリン、動物油、白糖、ビール酵母、ブドウ糖、無水ケイ酸又はその塩類等を混和した粉末~粒子である。

含量 (略)

確認試験 (略)

定量法 (略)

(1) 保存の方法の基準 (略)
(45) ~ (160) (略)

(1) 保存の方法の基準 (略)
(44) ~ (159) (略)